

Q



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の拡充について教えてください。

A



直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税について、①非課税限度額の引き上げ（令和3年3月までと同レベルに）と②床面積要件の緩和（住宅ローン控除と同様）が行われます。

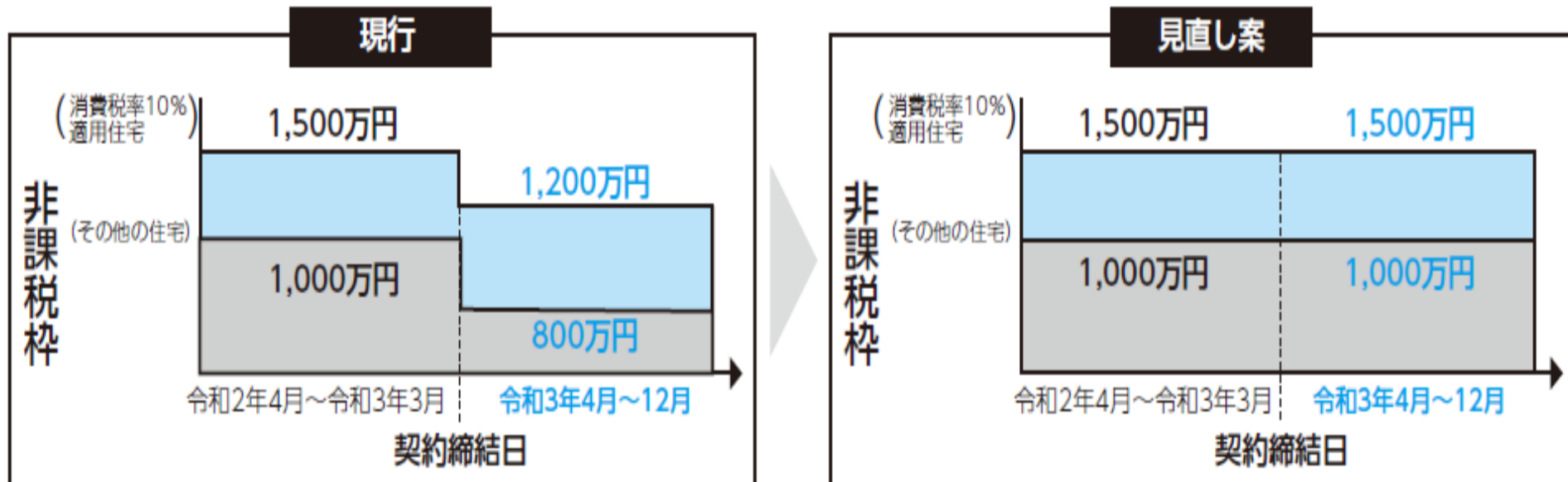
●改正概要●

減税

贈与税の非課税制度の拡充

- ①令和3年4月以降の非課税枠を、令和2年度の非課税枠の水準（最大1,500万円）まで引き上げることとします。
- ②合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和（現行は50㎡以上）し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用できることとします。

1LDKマンションなど、単身者や夫婦2人世帯も活用しやすくなりました



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

出典：財務省パンフレットより

令和3年4月1日以後に係る贈与について適用



POINT



住宅取得等資金の贈与は、贈与の時期や適用可否の要件が細かく定められています。適用にあたっては、要件を満たすかどうか留意しましょう。